

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.018

処 分 名	屋外広告物等の許可期間の更新の許可
処 分 の 概 要	市長は、申請に基づき、屋外広告物等の表示・設置の許可期間を更新することができます。
根拠条例等・条項	春日部市屋外広告物条例（平成 26 年条例第 30 号）第 12 条第 3 項 春日部市屋外広告物条例施行規則（平成 26 年規則第 57 号）第 7 条
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定できません。
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 春日部市文化財保護条例（平成17年条例第195号）第5条第1項又は第28条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第37条第1項の規定により指定された地域で市長が指定する地域
- (6) 自動車専用道路の全区間並びに道路（自動車専用道路を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 道路及び鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (13) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域
- (14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
- (15) 春日部市景観条例（平成24年条例第40号。以下「景観条例」という。）第20条第1項の規定により指定された景観計画重点地区（以下「景観計画重点地区」という。）で市長が指定する区域

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

- (2) 石垣及び擁壁
  - (3) 街路樹及び路傍樹
  - (4) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
  - (5) 次に掲げる物件で、市長が指定するもの
    - ア 電柱
    - イ 街灯柱
    - ウ その他電柱に類するもの
  - (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
  - (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
  - (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
  - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
  - (10) 形像及び記念碑
  - (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- （はり紙等の禁止物件）
- 第6条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他電柱に類するもので市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）若しくは立看板を表示し、又はこれらに係る掲出物件を設置してはならない。
- （許可）
- 第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所（以下「許可地域」という。）において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前2条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- （適用除外）
- 第8条 （略）
- 5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの
  - (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらに係る掲出物件
- （禁止広告物）
- 第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
  - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの  
(許可の期間及び条件)

第12条 市長は、第7条又は第8条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

■春日部市屋外広告物条例施行規則

(表示又は設置の許可申請等)

第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(様式第1号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を知り得る図面
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周囲の状況を知り得る写真
- (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (4) 既に設置されている掲出物件(申請の日において、設置した日から3か月を経過していない掲出物件及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。)に広告物を表示しようとする場合には、屋外広告物等自主点検結果確認書(様式第2号)
- (5) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し
- (6) 条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

(許可期間の基準)

第7条 条例第12条第1項の規定により許可の期間を定める場合には、別表第3に定める基準によるものとする。

(許可期間更新の申請等)

第8条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(様式第5号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類等
- (2) 屋外広告物等自主点検結果確認書

別表第3(第7条関係)

広告物の種類	許可期間の基準
広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告物(はり紙及びはり札を除く。)、標識利用広告物、アーチ利用広告物及び自動車利用広告物	3年以内であること。
掛看板	1年以内であること。
広告幕(つり下げを含む。)及びアドバルーン	3か月以内であること。
立看板、はり紙、はり札及び広告旗	1か月以内であること。